

## 第4章 施策体系別計画

### 1 施策体系別計画

#### 基本目標Ⅰ 地域における介護体制の充実

##### 重点施策1 介護サービスの基盤整備

在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービス量の見込みを定めることが重要であり、特に在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスについては、本市に在住する高齢者を対象としたサービスであるため、高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅で生活を送ることができる欠かせない基盤です。

第8期事業計画では、令和7（2025）年や令和22（2040）年の将来人口や要介護者の推計等から導かれる介護保険サービス需要を見込み、また介護離職ゼロの実現に向けて、中長期的な視点に立ち、適切に基盤整備を進めることが重要であることから、高齢者が要支援・要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

#### 【1】介護保険サービスの充実

##### 1 居宅サービスの充実

高齢者が可能な限りなじみの深い在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。

また、介護保険で実施する要介護（支援）者へのリハビリテーションは、切れ目のないサービス提供体制の構築が求められていることから、特に生活機能の低下した高齢者に対しては、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を実現することが重要です。

居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定は、都道府県が行いますが、市町村は、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができます。都道府県が行う居宅サービス事業所等の指定についても、北海道の計画と本計画との整合性やサービス見込み量等を勘案し、緊密に連携し調整を図ります。

##### 2 施設サービスの充実

高齢者人口の増加に伴い、施設サービスの必要な方は増加しています。施設入所の必要性・緊急性が高い方の把握を行い、必要な方が適正に入所するよう介護保険施設と調整を図ります。

### 3 介護療養型医療施設から介護医療院への転換

介護医療院とは、主として長期の療養が必要である要介護者が対象で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とし、医療と介護が一体的に受けられる施設です。

介護保険制度施行後の介護基盤整備をふまえて、介護療養型医療施設から介護医療院への転換は、令和6年3月31日までに行うこととなっていることから、本市においても、「医療法人盟侑会 島松病院 介護療養型医療施設 ファミリア」が設置されているため、各種調整、事務的支援を行い、介護医療院への転換について、協議を行います。

## 【2】地域密着型サービスの基盤整備と充実

地域密着型サービスは、当該市町村の住民のみが利用できるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅での生活を送れるようにするためのサービスです。本市では、市内に4つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、第8期事業計画期間中に以下の基盤整備を行います。

基盤整備は公募等を通じて、公平性及び透明性を確保し適正に事業者を選定するため、患庭市介護保険サービス事業者選定委員会による選考によって関係者の意見を反映させ、事業者決定・指定を行い、地域密着型サービスの充実を図ります。

### 1 認知症対応型共同生活介護の整備

令和7(2025)年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるとされており、本市においても、要介護認定者数の増加が見込まれることや、市内認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の入居率が依然として高い状態にあること等を勘案し、認知症高齢者が要介護等の状態になっても、できるだけ住み慣れた地域での生活を続けられるよう支援が必要であり、市民が安心して暮らし続けられるよう整備を実施します。

### 2 看護小規模多機能型居宅介護の整備

今後、医療依存度が高い方の増加も想定される中、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるような基盤として、本人の本拠は住み慣れた地域（居宅）とし、「通い」を中心に「泊り」や「訪問（介護・看護）」を受けられるサービスが有効であり、市民が安心して暮らし続けられるよう整備を実施します。

### 3 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の整備

本市における高齢者数や認定者数は漸増しており、増加していく「医療依存度の高い方や認知症高齢者、行き場のない独居高齢者」など様々な課題が想定され、それらに対応する地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の整備を行います。

#### 4 認知症対応型通所介護の整備

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者が、できるだけ居宅で能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、認知症の方に適した運動やレクリエーションなどを通じて、生活機能の維持や向上を目指してもらい、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

本市においても、中長期的な視点に立てば、独居高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、専門的な認知症ケアを手厚く受けられるサービスとして整備していきます。

なお、本サービスは、公募を通じた事業者決定ではなく、指定申請を受理し審査の結果適正であれば指定するものです。

### 【3】高齢者の居住安定に係る施策との連携

#### 1 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の把握

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向けの介護付き住まいが増えていることを踏まえ、市内における有料老人ホーム等の設置状況の把握に努めます。

また、過不足ない介護保険サービスの整備が必要であることから、北海道との広域調整を図ることで、サービス施設整備を検討します。

(令和2年10月1日時点)

介護付き有料老人ホーム（3カ所）		定員	入居状況	入居率	圏域
介護付き有料老人ホーム	ラ・デュース恵み野	100人	99人	99.0%	中島恵み野
介護付き有料老人ホーム	ラ・デュース中島	73人	59人	80.8%	中島恵み野
介護付き有料老人ホーム	イリーゼ恵庭	73人	73人	100%	ひがし
合計		246人	231人	93.9%	-

住宅型有料老人ホーム（2カ所）		定員	入居状況	入居率	圏域
住宅型有料老人ホーム	シニアハウス黄金	100人	70人	70.0%	ひがし
住宅型有料老人ホーム	フルールハピネスえにわ	65人	54人	83.1%	ひがし
合計		165人	124人	75.2%	-

サービス付き高齢者向け住宅（6カ所）		定員	入居状況	入居率	圏域
恵庭フロント		37人	33人	89.2%	ひがし
BRIGHT 相生		18人	13人	72.2%	ひがし
センターヒルズ恵み野		36人	35人	97.2%	中島恵み野
フォーレスト恵庭		46人	40人	87.0%	ひがし
シャロームめぐみの		35人	33人	94.3%	中島恵み野
レジデンス ヴィータ		26人	24人	92.3%	みなみ
合計		198人	178人	89.9%	-

日常生活圏域	設置数	総定員数	入居者	入居率
ひがし	6	339人	283人	83.5%
みなみ	1	26人	24人	92.3%
きた	0	0人	0人	0%
中島・恵み野	4	244人	226人	92.6%
合計	11	609人	533人	87.5%

## 2 有料老人ホーム等への指導監督

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居高齢者が安心して暮らすことができるよう、サービスの質の確保及び適切な指導監督に努めます。

## 3 住まいと生活支援の一体的実施

高齢化の進展に伴い、生活面に困難を抱える高齢者も増加することが予想されますが、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、社会福祉法人による利用者負担軽減制度等を活用し、住まいと生活の支援を一体的に実施するため関係機関と連携し、居住安定に係る施策を推進します。

### ◆第8期事業計画期間中の基盤整備

基 盤	第8期		
	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 36人(18人×2カ所)	公 募	サービス開始	
		公 募	サービス開始
看護小規模多機能型居宅介護 29人(1カ所)	公 募	サービス開始	
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 29人(1カ所)	公 募		サービス開始
認知症対応型通所介護	指定申請 → 指定決定 → サービス開始 ※認知症対応型通所介護は公募による指定ではなく、指定申請があれば審査を行い、指定します。		

※地域密着型介護老人福祉施設は、工事期間に1年以上かかることを想定していることから、令和3年度に公募を行い、令和5年度にサービス開始するスケジュールとしています。

◆市内の地域密着型サービス施設

○ 地域密着型介護老人福祉施設〈地域密着型特別養護老人ホーム〉（3カ所）（総定員：87床）

事業所名	定員
地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園	29床
地域密着型特別養護老人ホーム ふる里えにわ	29床
地域密着型特別養護老人ホーム 恵望園はなえにわ	29床

○ 小規模多機能型居宅介護（2カ所）（総定員：54人）

事業所名	定員
小規模多機能施設のりこハウス	29人（登録定員）
小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの森	25人（登録定員）

○ 認知症対応型共同生活介護〈グループホーム〉（13カ所）（総定員：189人）

事業所名	定員	事業所名	定員
グループホームすずらんの家	9人	グループホームこもれびの家	18人
グループホームだんらん	18人	ニチイケアセンター恵庭	18人
グループホーム萌えにわ	18人	グループホームのりこハウス	9人
グループホーム恵風	9人	グループホームめぐみの	18人
ぐるーぷほーむ花いちもんめ	9人	グループホームあいある島松	18人
グループホームだんらんこがね	9人	けあビジョンホーム恵庭	18人
グループホーム北のくにから	18人		

○ 地域密着型通所介護（13カ所）（総定員：165人）

事業所名	定員	事業所名	定員
デイサービスきすな	10人	小規模デイサービス四季の葉	10人
リハビリ特化型デイサービスあがらみ 恵庭	18人	デイサービスおしゃべりサロン	18人
リハビリ専門デイサービスゆとりえ	10人	デイサービスBRIGHT 相生	16人
茶話本舗デイサービス恵庭	10人	リハビリサロンりぶら	10人
ラ・デュース桜町デイサービスセンター	10人	デイサービスセンターゆあみ茶屋恵庭	10人
デイサービスこころのはすね	10人	デイサービスセンターらいふてらす恵庭中島	18人
デイサービスセンターひすい	15人		

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1カ所）

事業所名	定員
イリーゼ恵庭定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	—

## 重点施策2 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

在宅生活を支えるサービスの充実を図ることが、出来る限り在宅で生活することができる環境の整備につながることから、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるよう基盤整備やサービス提供体制の強化を推進します。

### 【1】介護予防・日常生活支援総合事業の充実

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方を対象に、従前の介護予防通所介護や介護予防訪問介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援等、多様なサービスにより「介護予防」と「重度化防止」の支援を行います。

事業内容は、「通所型サービス」、「訪問型サービス」、「その他生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

#### 2 通所型サービス（第1号通所事業）の推進

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するため事業を実施します。

#### 3 訪問型サービス（第1号訪問事業）の推進

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

#### 4 その他の生活支援サービスの推進

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

#### 5 介護予防ケアマネジメントの推進

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを実施します。

## 【2】包括的支援事業・任意事業の推進

### 1 生活支援体制整備事業の充実

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備し、地域の生活支援コーディネーターを通じ、生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

### 2 家族介護支援事業の推進

高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会を開催するなど心身の回復を目的とする事業や介護方法の指導等、家族介護支援事業を実施します。

## 重点施策3 介護保険サービスの質の向上・推進

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠であるため、地域における介護体制の充実に向けて、地域包括ケアシステムを支える観点からケアマネジメント機能の強化、適正な施設サービスの点検、また人材の育成や確保に係る事業を検討し、介護保険サービスの質の向上を図ります。

### 【1】ケアマネジメント機能の強化

#### 1 介護支援専門員に対する支援と連携

介護保険制度の円滑な運営を図るために、対象者とサービスをつなぐ介護支援専門員の資質向上のための取組みを支援するとともに、質の向上に資する研修等を実施します。

また、平成30年度より、居宅介護支援事業者の指定権限が北海道より移譲されたことに加え、居宅介護支援事業所の管理者は、必要な研修を受講した「主任介護支援専門員」であることとの要件が追加されましたので、市内事業所の進捗状況を把握し、適切な人員基準のもと運営が図られるよう努めます。

(※「令和8年度末までは主任介護支援専門員の配置要件の適用を猶予する」と経過措置あり。)

### 【2】介護サービスの質の向上・推進

#### 1 恵庭市指定介護老人福祉施設等入所指針の推進

国の通知に基づき策定した「恵庭市指定介護老人福祉施設等入所指針」により、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の入所に関する基準を明示することで、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを推進します。

#### 2 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の実地指導の実施

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の適正な運営と利用者へのサービスの質の向上を図るため、計画的に実地指導を行います。

#### 3 地域密着型サービス事業所の運営状況の点検

毎年度、地域密着型サービス事業所の運営状況、組織体制等について、現況報告書により点検を実施します。



### 【3】人材の確保及び資質の向上

#### 1 介護人材の確保と育成

今後さらに高齢化が進展する中、質の高い介護保険サービスを提供し続けるためには、介護職員に加えて介護分野で働く専門職を含めた人材確保が重要であり、多様化するニーズに応えるため、介護サービス事業所に対する情報提供やサービス従事者の確保と養成を関係機関と連携し推進します。

また、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む北海道のモデル事業等を本市の介護サービス事業所等へ周知することによって、北海道と連携した介護現場革新の取組みを進めることが重要です。

また、働きながら介護を行う家族や介護を理由に離職した方も一定割合いることを踏まえ、介護離職防止の観点から働きやすい職場づくりの創出等、職場環境の改善に資する普及啓発等を推進します。

#### 2 業務効率化・質の向上に資する事業の推進

介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保する観点から、文書作成等の事務処理に係る負担の軽減策を着実に進めることが重要であり、これは国が推進する事業のひとつであるため北海道や市町村間と情報共有や意見交換を行いながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用、ICT等の活用等を推進し、介護サービス事業所及び本市の業務効率化に向けて事務文書に係る負担軽減を図ります。

## 重点施策4 災害や感染症発生時、非常時における対応策

近年、増加している想定外の自然災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応は、自力での避難が困難であったり、感染リスクが高い高齢者等にとっては、きわめて大きな課題です。本市では、これまでの経験を活かし、介護サービス事業所等と連携した対応により、非常時における支援体制の整備を推進します。

### 【1】災害への対策

#### 1 災害への対策

地域防災計画等に沿って、地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組みます。

#### 2 福祉避難所（高齢者）

施設の拡充に取り組んでいくとともに、協定施設と連携して訓練や検討会等を実施するなど、災害時の実効性を高める取組みを進めます。また、多様化する自然災害に備えるため、福祉避難所の開設時期や必要となる備蓄物資・器材の選定や確保の方法等を検討します。

### 【2】健康危機への対応

#### 1 平常時における健康危機への備え

関係機関との連携・協力のもと、日ごろから高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信を行います。

また、関係機関との定例的な協議を行い、連携・協力体制を確保します。

更に、介護サービス事業所へは事業継続への備えについて、啓発していきます。

#### 2 健康危機の発生時の対応

新型コロナウイルス感染症等による健康危機の発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への健康危機に関する正確な情報提供や相談できる体制の整備を図ります。

また、生活の維持に向けて、社会福祉施設等の運営維持や、支援を必要とする高齢者等への対応などを関係団体等と連携しながら、速やかに適切な対応を行います。

## 基本目標Ⅱ 適切な介護保険事業の運営

### 重点施策1 効果的・効率的な介護給付の推進

非課税世帯への負担軽減、社会福祉法人による利用者負担の軽減等に加えて、効果的・効率的な介護給付適正化に向けた取組みについて、「恵庭市介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱として、介護給付費の適正化を推進します。

#### 【1】介護保険料の軽減

##### 1 介護保険料の軽減

第1号被保険者の保険料は、所得段階別に設定されています。第3段階以下は市民税非課税世帯となっており、保険料の負担能力に配慮した負担軽減を行います。

#### 【2】介護保険サービス利用者負担の軽減

##### 1 特定入所者介護サービス費の支給

施設サービス、短期入所サービスの食費と居住費（滞在費）は、利用者負担段階区分に応じて負担限度額が定められ、国が定める基準費用額と負担限度額の差額は補足給付として、特定入所者介護サービス費を支給します。

##### 2 高額介護サービス費の支給

利用者が負担する介護サービス費用について、所得段階区分ごとに定められた利用者負担の限度額を超えた場合、申請により高額介護サービス費を支給します。

また、介護保険と医療保険において高額となった場合、それぞれの月額で限度額が設定されていますが、更にそれらを合算して年額で限度額を設け、限度額を超えた分は「高額医療合算介護サービス費」として支給します。

##### 3 社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人は、その社会的役割の一環として、生計が困難な低所得者の利用者負担を軽減することができます。社会福祉法人と連携し、推進していきます。

### 【3】介護給付適正化に向けた取り組み

介護給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市では、第8期事業計画とは別に恵庭市介護給付適正化計画を策定し、以下の主要5事業を柱として、介護給付の適正化を推進します。

#### 1 要介護認定の適正化

要介護認定が適正に行われるように、認定申請の訪問調査で委託している調査のチェック等、要介護認定の適正化に取り組みます。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据えて、今後認定者数の増加が見込まれることから、特に一次判定を行う認定調査員の人員確保を図ることが重要であるとともに、定期的に研修等を実施することで資質の向上を図ります。

#### 2 ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等が作成するケアプランをチェックすることにより、利用者の自立支援につながる適切なケアプランの作成を促し、給付の適正化につなげます。

#### 3 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の利用が自立支援に結びついているか実態調査等を行い、適正な給付サービスが図られるよう推進します。

#### 4 縦覧点検・医療情報との突合

北海道国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書等の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めます。

#### 5 介護給付費通知

保険者から受給者本人に対して介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを確認することで介護給付費への理解を促進します。

## 基本目標Ⅲ 社会参加・生きがいづくり活動の推進

### 重点施策1 積極的な社会参加の推進

高齢者の多様性や自発性が尊重される社会を実現するため、高齢者が地域社会の中で豊かな経験と知識を活かし、積極的な役割を果たすことのできる地域社会づくりに努めます。

#### 【1】地域活動等への積極的参加の推進

##### 1 老人クラブ連合会と老人クラブの活動の充実と連携

高齢者の心身の健康の増進・生きがいづくり・社会参加活動の更なる充実のため、恵庭市老人クラブ連合会との連携を強化し、老人クラブへの加入拡大を図り、新たな事業展開を検討していきます。

##### 2 老人憩の家等を拠点とした生きがい活動の推進

地域における高齢者の活動拠点の一つである「老人憩の家」における高齢者の健康増進、生きがいづくりと社会参加活動の推進を図ります。

また、高齢者が身近なところで地域活動に参加できるよう、各公共施設等の有効利用を図ります。

##### 3 社会福祉協議会との連携・強化

恵庭市社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連携し、高齢者の地域福祉活動への参加を推進します。

##### 4 ボランティア活動の推進

恵庭市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、地域の福祉ニーズに対応したボランティア活動を促進します。高齢者が長年培ってきた知識と経験を地域活動に活かし、自らの生きがいや、ともにささえあう地域づくりを進めるため、介護支援ボランティアポイント事業を推進し、高齢者のボランティア活動への参加を促進します。

また、児童・生徒が超高齢社会の課題を理解できるよう、社会福祉協議会や学校関係者と連携し、ボランティア体験、世代間交流、福祉教育等の推進を図ります。

一方、日常生活を送る上でサポートを必要とする高齢者も増加することが予想されますが、高齢化に伴い担い手の確保が大きな課題となることから、既存のボランティアポイント制度に加えて、高齢者の身近な不便を解消できるよう有償ボランティアの導入を推進します。

##### 5 福祉バスの運行

高齢者等の社会参加活動を促進するため、福祉バスを運行します。

## **6 生涯学習・文化活動・スポーツ活動等の促進**

高齢者が生涯にわたって健康で充実した生活を送るためには、様々な学習活動への参加から生きがいを見つけ、社会の活動に積極的に参加していくことが必要です。

このことから、通学合宿や文化伝承活動、本の読み聞かせなど子供たちとの世代間交流を図る事業を通じて、高齢者の積極的な社会参加の機会を提供します。

また、スポーツを通じて高齢者の健康増進、社会参加を促進するとともに、高齢者の多様な学習ニーズに対応するため、行政、市内高等教育機関、道民カレッジ等が開催する各種講座の開催情報の提供に努めるとともに、本の宅配サービスなどの利用促進を図ります。

### **【2】就労支援**

#### **1 就労情報の提供や就労機会の促進**

高齢者の就業意欲に応えるため、関係機関と協力し、求人情報等の就業情報の提供やシルバー人材センター等の高齢者の経験・技術等が活かせる活躍の場の創出に努めます。

### **【3】高齢化に対する意識啓発活動の推進**

#### **1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進**

超高齢社会における課題等を高齢者のみならず、市民一人ひとりが認識し、それぞれの役割の理解や地域福祉の定着を図るため、市広報誌をはじめとした関係機関の広報啓発活動の充実を図ります。

また、マスコミなどの活用やホームページなど、情報媒体の利用を図ります。

#### **2 敬老祝品贈呈事業の推進**

長寿を祝い、多年にわたって社会に貢献してきた労をねぎらい、市民の敬老思想の高揚を図ることを目的に敬老祝品贈呈事業を実施します。

## 基本目標Ⅳ 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

### 重点施策1 地域ケア体制の促進

高齢化が進展する中、地域の資源を有効に活用するためには、地域の実情に応じて、近隣市町村と連携した広域的取組みが重要です。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、限られた人材で医療・福祉サービスの質を確保しながら必要なケアを地域において行うことができるように業務の効率化に取り組むことに加えて、日々の業務を点検し、評価することで、地域ケア体制を促進します。

#### 【1】在宅医療・介護連携の推進

##### 1 在宅医療・介護連携推進事業の充実

高齢化の進展に伴い、65歳以上の世帯が増加していくため、介護や医療を受ける人の割合も増加していくことが想定されることから、訪問診療を提供している医療機関の数の増加や連携体制に関しても今後さらなる発展が求められます。

このような背景を踏まえ、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、北海道または保健所の支援のもと、関係機関の連携体制のさらなる構築を推進します。

また、要介護者が必要に応じて利用可能なリハビリテーション提供体制を構築するため、関係機関との連携を強化し、医療から介護へ切れ目ないリハビリテーション提供のためのネットワークを構築していきます。

住み慣れた在宅において家族や親しい友人とともに過ごすなど、その人らしい人生を送ることが重要であることから、地域の医療・介護資源の把握、医療と介護関係者の情報共有及び相談支援、高齢者へ看取り等のイメージづくりや在宅で必要とされるサービスの周知や出前講座等の啓発活動、さらには今後益々増加することが予想される認知症高齢者に関する取組みも強化し、在宅医療・介護連携推進事業を推進します。これらを推進するためには、現場の人材の育成と適正配置が重要であることから、適宜現場の状況を把握した上で適切な対応が求められます。

一方、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の方が、感染症や災害時対策等の様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図ることが重要です。

## 【2】地域包括支援センター機能の充実と体制の強化

地域包括支援センターは、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて中心的な役割を果たすとともに、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援します。

また、「地域包括ケアシステム」を有効に機能させるためには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種以外の専門職や事務職の配置の検討と、専門職等がその専門知識や技能を活かすことや多様化するニーズに対応するための体制強化が求められています。

### 1 総合相談支援事業の推進

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、福祉や介護などの日常生活全般にわたる相談に対応しています。地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所等と連携して、相談に対応します。

### 2 介護予防ケアマネジメント事業の推進

介護が必要となるおそれの高い高齢者が要介護状態になることを予防するために、適切なサービスの利用や地域の活動に参加することができるよう支援します。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが高齢者の状況や変化に応じて、地域における連携・協働の体制づくりや、介護支援専門員に対する支援を行います。

### 4 権利擁護事業の推進

高齢者の虐待防止や早期発見に努め、成年後見制度の普及や利用促進、消費者被害の防止など、人権や財産を守る権利擁護のため、地域関係者のネットワークと連携しながら高齢者権利擁護の取組みを推進します。

### 5 地域包括支援センター連絡会議の充実

地域包括支援センターの連絡会議を定期的を開催し、包括的支援事業を円滑に推進するための方策等について、情報交換・連絡調整を行います。



### 【3】情報発信等の充実

#### 1 情報発信等の充実

高齢者等に対する保健福祉・介護サービスの利用の促進を図るため、広報啓発活動の充実を図ります。

また、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター等のホームページを最大限活用して市民への情報発信を行うとともに、介護サービス事業所や短期入所等の利用状況やサービス、高齢者福祉の制度等について、情報発信の充実を図ります。

さらに、市内の介護サービス事業所、恵庭市社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関等と行政による包括ケア会議において、制度の周知や関係機関同士の情報交換を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

### 【4】地域における見守り、支えあいの推進

#### 1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進

地域で行われる自主的な高齢者との交流や見守り等の活動の推進を図ります。

また、町内会単位での日常生活の手助けや見守りによる安否確認といった活動と、在宅福祉サービスの利用を結び付けながら、地域住民が安心して暮らすことができる恵庭市社会福祉協議会による小地域ネットワーク活動の推進を図ります。

#### 2 民生委員児童委員、地区民生委員児童委員協議会との連携・強化

地域住民の生活状況や福祉ニーズを把握している民生委員児童委員と連携して、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、より一層取組みを強化・推進します。

#### 3 町内会・自治会との連携・強化

地域の中でお互いに支えあい、助けあい、安心して暮らせる仕組みづくりのため、地域住民の生活と密接な関わりを持っている町内会・自治会との連携を強化します。

また、町内会・自治会が実施する高齢者を対象とした、敬老会事業など地域活動と連携した取組みを推進します。

#### 4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進

グループホームや小規模多機能型居宅介護施設等では、地域等との連携を図るため、利用者や家族、町内会、民生委員児童委員会等地域の代表、地域包括支援センター、消防職員、市職員が参加する運営推進会議を定期的を開催しています。

この運営推進会議は、各サービス事業者で提供しているサービス内容を明らかにし、地域との連携が確保され、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的としていることから、適切な運営が行われるよう関係機関等と連携し推進します。

## 【5】高齢者虐待防止の取組み

### 1 高齢者虐待に関する早期発見・早期解消の取組み

高齢者虐待は、本市においても年々増加しており高齢者の尊厳を侵す深刻な問題ですが、特定の家庭に起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。その早期発見には、介護支援専門員等、各家庭を支援している関係機関の連携により気づきを共有することが重要です。そのため、地域包括支援センターの機能を周知するとともに相談しやすい体制づくりに努めます。

また、高齢者虐待への取組みは、虐待に気づいた専門職が過大な負担を抱え込まず対応していくために、本市及び地域包括支援センターが中心となって高齢者虐待防止ネットワークを構築し、地域の関係機関等が連携・協力して迅速な対応を図ります。

## 【6】権利擁護施策の推進

### 1 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度を必要とする方の利用につながる支援体制を整備することを目指して、令和3年度に従来の恵庭市成年後見支援センターを、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関と位置付け、機能の拡大を図ります。中核機関は、制度の周知のための「広報機能」、利用支援のための「相談機能」、後見人の受任調整等を行う「成年後見制度利用促進機能」、後見人として活動している方を支える「後見人支援機能」、そしてその4つを推進することで「不正防止機能」を果たすことが求められており、本市においては段階的に整備を行います。

第8期事業計画期間中は「広報機能」と「相談機能」を継続して実施し、「成年後見制度利用促進機能」と「後見人支援機能」については実施に向けた検討を行い、次期計画期間における機能拡大を目指します。

### 2 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用が必要な方で、親族等による後見開始の審判申立てができない方や申立てに必要な費用が負担できない方に対し、成年後見制度利用の支援を行います。

## 【7】地域ケア会議の推進

### 1 地域ケア会議の実施

「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るためには、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上や多職種連携が重要であり、慣れ親しんだ地域でできるだけ長く在宅生活を継続できるように多様化する個別ケースの課題を解決し支援の方策を検討するため、地域の課題を把握し地域づくりや社会資源の開発につなげるためには、医療機関等の多様な主体が参加する地域ケア会議が有効であり、生活支援体制の整備につなげる必要があります。地域包括支援センターが中心となり、最終的に政策形成に結びつくようこの地域ケア会議の充実に努めます。

## 【8】包括的な相談支援体制の構築

### 1 包括的な相談支援体制の構築

これまで、支援を必要としている方に対しては、その支援を担当する分野ごとに相談体制を構築し、支援を実施していますが、一人の方が複数の分野にわたる課題を抱えている場合もあります。これまでも、分野横断的な体制で支援を行っていますが、包括的な相談支援体制の構築について推進していきます。

## 重点施策2 介護予防と健康・元気づくりの推進

高齢者が最後まで地域で自分らしく過ごすためには、介護予防と健康・元気づくりの取り組みが重要です。本市では、高齢者が主体的に介護予防と健康・元気づくりに取り組めるよう、各種事業を推進します。また、大学や専門機関等と連携できる環境を整備し、個人情報への取扱いに配慮した上で、客観的データを活用しながら、適宜事業内容の点検・評価を行いPDCAサイクルに沿った事業展開を行います。

### 【1】一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、住民の互助や民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大し、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるような地域づくりを推進します。

また、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進するため、PDCAサイクルに沿った推進、リハビリテーション専門職等の関与、他の事業との連携に重点を置き、以下の4つの事業を実施します。

#### 1 訪問相談活動の推進

主治医、民生委員、町内会、保健師等からの情報を活用し、独居や閉じこもり等何らかの支援を要する方を把握し、相談支援を行い、必要に応じて介護予防活動やサービス等へつなぎます。

#### 2 健康づくり・介護予防の普及啓発の促進

市民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、パンフレットや講座等を通して疾病予防やフレイル予防等、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行います。

#### 3 介護予防に資する住民主体の通いの場の拡充

いきいき百歳体操サポーターの養成等を通じて、身近な地域における住民主体の介護予防に資する通いの場の拡充を図ります。

#### 4 データを活用した健康づくり・介護予防事業の推進

本市の実情を踏まえた介護予防の取り組みを推進するため、本市が保有する保健・医療・介護データの一体的な分析や、大学などの学術機関と連携した調査研究等により、地域の健康課題を明確化し、事業評価を行いながら介護予防事業を展開します。

## 【2】保健事業の推進

### 1 特定健診・健康診査・保健指導の実施

国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度加入者に対し、生活習慣病の予防や重症化予防並びに健康の保持増進を図るために、特定健診・健康診査を実施します。また、健診結果を踏まえ受診勧奨や保健指導を行います。

### 2 脳ドック受診費用の助成

国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度加入者の疾病予防推進及び早期発見並びに健康の保持増進を図るための受診を促進します。

### 3 がん検診事業の実施

がんの早期発見、治療を目的に35歳以上（子宮がん検診は20歳以上）の市民を対象に各種がん検診を実施します。また、がん予防普及啓発セミナーを開催し、がんや予防に関する知識の普及啓発を行います。

### 4 肝炎ウイルス検査の実施

自覚症状がない肝炎ウイルス陽性者の早期発見・治療を目的として、これまでに検査を受けたことのない35歳以上の市民を対象に検査を実施します。

### 5 予防接種の実施

高齢者のインフルエンザや肺炎等の発症や重症化を予防するワクチン接種を実施します。

### 6 歯科健康診査の実施

40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢となる市民および後期高齢者医療制度加入者を対象に、歯科疾患の予防と歯の喪失防止及び口腔機能の維持向上を目的に歯科健康診査を実施します。また、健診結果を踏まえ、改善に関する基本的な指導を行います。

### 7 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の実施

高齢者は高血圧や糖尿病等の複数の生活習慣病を持つことが多いため、日常生活に影響を及ぼす疾病の重症化予防、また加齢に伴う低栄養・フレイルを予防することで、健康寿命の延伸及び介護予防を推進します。

### 8 健康教育・健康相談の充実

従来より、老人クラブやいきいき百歳体操サロン等地域活動の場において、健康教育を実施していましたが、今後はより高齢期に即した口腔機能、低栄養等のフレイル予防についての健康教育・健康相談を充実します。

9 歩くことを通した健康づくり

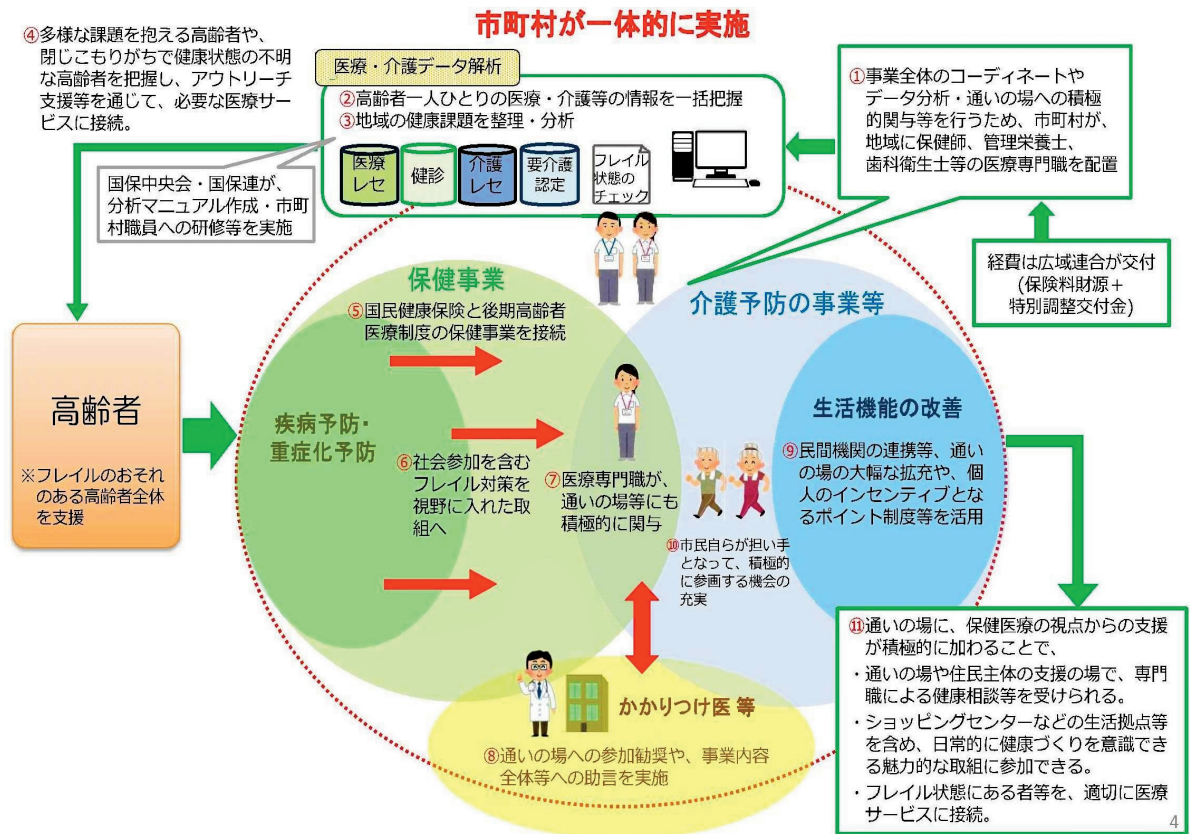
歩くことは高齢者の体力向上や認知機能を守る効果があり、非常に取り組みやすい活動です。市内を気軽に歩くウォーキングイベントやノルディックウォーキング等の歩くことを通した保健事業に、老人クラブ会員等の高齢者が積極的に参加するきっかけづくりを行うことで、高齢者の健康づくりを推進します。

【3】保健事業と介護予防の一体的実施の推進

1 保健事業と介護予防の一体的実施の推進

庁内関係部局間や地域の関係団体との連携体制を整備し、被保険者の医療・介護・健診情報等から地域の健康課題を把握し、生活習慣病等の重症化予防とフレイル予防を一体的に推進します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



## 【4】自立支援・重度化防止の推進

### 1 リハビリテーションや就労的活動の推進

高齢者の自立支援や重度化防止は、地域性の把握やデータに基づく課題分析とその対応が重要であり、慣れ親しんだ地域でいつまでも元気に暮らし続けていけるよう、リハビリテーション専門職との連携により効果的な事業を推進し、地域リハビリテーション体制の構築を図ります。

そのため、いきいき百歳体操実施サロンへリハビリテーション専門職を派遣し、健康講話や体力測定を実施する他、地域ケア会議にリハビリテーション専門職が参加することにより、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの強化を図ります。

また、就労的活動は、自立支援・重度化防止に加え高齢者の生きがいつくりの有効であり、本市ではシルバー人材センターやNPO法人、民間企業等の就労的活動の情報発信機能を担い、民間活力の支援を行うとともに、有償ボランティアや介護支援ボランティアポイント制度を活用した自立支援・重度化防止に資する取組みを推進します。

さらに、高齢者の社会参加を促進する観点から、就労的活動の場と高齢者のマッチングを行う就労的活動支援コーディネータの配置について、検討を行います。

### 2 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金は、国が示す評価指標の市町村の達成状況等に応じて毎年度交付を見込んでおり、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた事業に交付金を活用していきます。

## 重点施策3 地域生活を支える環境整備の推進

高齢者の生活を守る取組みを推進すると共に、高齢者の利便性に配慮したまちづくりを推進します。

### 【1】安全・安心なまちづくりの推進

#### 1 高齢者向け住宅の推進

要介護状態となっても施設に入所せず、安心して住み続けることができるよう、緊急時の見守りや健康相談体制の充実したサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等の供給を促進するよう国や北海道の制度の周知及び情報提供などの取組みを推進します。

#### 2 応急手当の普及推進

高齢者救急においては適切な応急手当が救命率の向上に極めて効果的です。関係団体等と連携の強化を図りつつ高齢者等を含めた地域住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進します。

#### 3 防犯活動の推進

高齢者が安全で安心して地域社会で暮らせるよう関係機関と連携し、防犯意識の高揚と高齢者が犯罪にあわないよう防犯活動を推進します。

#### 4 消費者被害の防止

悪質商法等からの高齢者の消費生活の保護を図るため、情報提供や啓発活動を充実します。

#### 5 交通安全対策の推進

高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故から守るため交通安全対策を推進します。

#### 6 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者等をはじめ、すべての市民が安全・安心に暮らすことができるよう、市民、事業者、関係機関等や市が連携し、建物・道路・都市施設等の公共的施設・交通環境・住環境を含めた生活空間全体のバリアフリー化、公園・緑地等の交流・レクリエーション・安らぎの場の整備、移動に制約のある方々の移動を支援するコミュニティバス・タクシーなど利便性の高い交通環境、市民の健康が保持できる良好な生活環境の保全を図ることで、福祉のまちづくりを推進します。



## 【2】生活支援サービスの充実

### 1 養護老人ホーム入所措置の実施

心身機能の減退のために日常生活に支障があり、家庭の事情などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、近隣市町村の養護老人ホームと連携し、円滑に入所措置を行います。

### 2 外出支援サービス事業の推進

日常的に車椅子等を使用する高齢者や歩行困難な方の交通手段を確保し、社会参加・生活自立を支援するため、リフト付車両により居宅から市内医療機関等へ送迎する外出支援サービスを推進します。

### 3 除雪サービス事業の推進

自身で除雪することが困難な高齢者世帯に対し、自宅玄関から公道までの概ね1m幅を除雪し、冬期間の生活路の確保と安全性、利便性の向上を図ります。

### 4 緊急通報サービス事業の推進

病弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害時などの緊急時対応として、緊急通報システムを設置し、高齢者を地域で支える体制のもと安全な居宅生活を確保します。

### 5 訪問理美容サービス事業の推進

理美容院に出向くことが困難な寝たきり高齢者等に対して訪問理美容を行い、清潔の保持と快適な居宅生活の維持を図ります。

### 6 配食サービスの充実

調理が困難な在宅高齢者に定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。高齢者のニーズに対応するために、様々な主体により配食サービスの充実に努めます。

### 7 安否確認・見守り体制の強化

複数の事業者・団体等との提携による見守り体制を充実させることで、ひとり暮らしの高齢者等、生活に不安を抱える世帯を地域全体で見守る安全体制の構築に努めます。

### 8 救急医療情報キット事業の推進

ひとり暮らし高齢者の方の安心・安全を確保することを目的に、かかりつけの病院や服薬内容などの情報を専用の容器などで冷蔵庫等に保管しておくことで、救急搬送等の対応に活かすことができることから、救急医療情報キット事業の推進を図ります。

### 9 有償ボランティア事業の推進

介護保険サービスでは対応できない、ゴミ出しなどの日常生活上の小さな課題解決のために、市民の互助によるボランティア制度を推進し、併せて除雪サービス事業の補完を目指します。有償の制度とすることで、担い手や活動の継続性を確保します。

### 10 買物支援と高齢者保健相談の連携

本市と恵庭市社会福祉協議会および生活協同組合コープさっぽろによる連携協定に基づき、移動販売車による買い物支援と介護予防及び保健指導を連携して行い、高齢者等の生活機能の維持を図ります。



移動販売車「カケル」

内部の様子



## 基本目標Ⅴ 認知症施策の推進

### 重点施策1 認知症施策の充実

認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な方が認知症になることなどを含め、多くの方にとって身近なものとなっています。認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、本市では、令和元年度に国から示された認知症施策推進大綱に沿って、「共生」と「予防」を両輪として、以下に掲げる施策を推進します。

※「共生」とは、認知症の方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症の有無に関わらず同じ社会でともに生きるという意味です。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

#### 【1】普及啓発

##### 1 認知症に関する理解促進

認知症の方やその家族がよりよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症の有無に関わらず、同じ社会の一員として地域をともに作っていくことが必要です。認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の方や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するため、市内企業の従業員等をはじめ、人格形成に重要な時期である子どもや学生に対する養成講座等の拡大や認知症当事者の意見を反映した企画の立案に向けて、認知症サポート会と連携して認知症の理解促進に努めます。

##### 2 相談先の周知

地域の高齢者等の保健医療・介護等の総合相談窓口である地域包括支援センターについての周知を継続・強化します。また、「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等を明確に伝えます。

## 【2】 予防

### 1 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。このため、本市における高齢者が身近に通える場等の拡充を推進します。

また、高齢者が身近に通うことができる「通いの場」については、関係機関と連携し市民が幅広く活用できる場も含め最大限に活用し、社会参加活動や生涯学習等、認知症予防に資する可能性のある各種事業を推進します。

## 【3】 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### 1 早期発見・早期対応の整備

認知機能の低下のある方や、認知症の方の早期発見・早期対応のためには、地域の関係機関同士の日頃からの連携が必要です。そのため、認知症の疑いがある方に早期に気づき、本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人や家族等に対する支援につなぐことができるよう以下の関係機関と取り組みます。

#### 《 地域包括支援センター 》

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、福祉や介護などの日常生活全般にわたる相談に対応するため、専門職員を配置し、各種相談に対応します。

#### 《 認知症地域支援推進員 》

認知症地域支援推進員は、地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」の活用と定期的な見直し、また認知症カフェを活用した取組み等を推進します。

#### 《 かかりつけ医、認知症サポート医及び歯科医師、薬剤師、看護師等 》

認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できる体制が重要です。各関係機関の専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある方に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の方の状況に応じた口腔機能の管理、服薬指導、本人や家族への支援等を適切に行うことを推進します。

#### 《 認知症初期集中支援チーム 》

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる方や認知症の方及び家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行います。今後は、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある方への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組みを推進します。

## 2 認知症の方の介護者の負担軽減の推進

高齢化の進展に伴い、今後は働き盛り世代の家族介護者が増加することが考えられ、仕事と介護の両立が重要となります。認知症の方の介護者等が正しく認知症の方を理解し適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の方の BPSD（認知症の行動、心理症状）の発症を予防、重症化を緩和することが期待できることから、認知症初期集中支援チーム等と連携した介護者の負担軽減策を推進します。

### 【4】認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援

#### 1 認知症バリアフリーの推進

認知症バリアフリーとは、認知症になっても出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう障壁を取り除くことです。

本市においても、認知症の方の多くが診断前と比べ、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で外出や交流の機会が減少している実態があり、認知症の方が体験している生活上の障壁を減らしていくことが重要です。そこで、今まで認知症の方の居場所づくりに取り組んでこられた「障がい老人と共に歩む会」や「恵庭市グループホームネットワーク」と連携し、障壁を取り除くために必要な支援について検討します。

また、認知症の方を地域で見守り、支援する体制づくりを行うために、認知症サポーター養成講座を行うことが出来る認知症キャラバンメイトで構成される「恵庭市認知症サポート会」と連携し、認知症サポーターを養成しているところです。今後は養成されたサポーターが地域で認知症の方の支援チームを作り、認知症の方やその家族の支援ニーズに沿った具体的な支援をするための新しい支援体制構築の取組みとして「チームオレンジ」を推進します。

#### 2 社会参加支援

認知症になっても、支えられるだけでなく、役割や生きがいを持って生活できる環境の確保が必要であるため、大学等の教育機関と連携し、認知症カフェを開催するなど高齢者が地域社会における出番と役割を持てる機会の拡大について検討します。